

旅館業法の特例対象施設における 重要事項説明義務がないことの明確化 (平成26年12月5日 国土交通省通知 国土動第87号)

規制改革の内容

特例措置前

特区民泊をする場合に、滞在者への重要事項説明の要否が不明確

特例措置

当該施設を自ら賃貸し、又は紹介・あっせんする行為は、宅地建物取引業に該当せず、滞在者への重要事項説明が不要であることを明確化

効果

滞在者への賃貸、紹介・あっせんに係る手続きを簡素化

規制改革の概要

<事業の概要>

旅館業法の特例対象施設



自ら賃貸

又は

紹介・あっせん



特定認定を受けた者

宅地建物取引士による

重要事項説明

不要



宅地建物
取引士

滞在者

**滞在施設の提供
がスムーズに**



すぐに
泊まれる！

滞在者